



平成 23 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社 GSIクレオス  
代表者名 代表取締役社長 深瀬 佳洋  
(コード番号 8101 東証・大証 第1部)  
問合せ先 経営企画部長 大西 文博  
(TEL. 03-5211-1802)

### 和解による訴訟の解決および特別損失の発生に関するお知らせ

東京地方裁判所において係争中でありました伊藤忠商事株式会社より提起された損害賠償請求訴訟について、下記のとおり平成 23 年 4 月 26 日に和解が成立しましたので、お知らせいたします。また、これに伴い特別損失が発生することになりましたので、あわせてお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、平成 19 年 2 月 28 日に伊藤忠商事株式会社をサブライセンサーとしてフランスのモルガンブランドに係る商標権の使用許諾契約を締結いたしました。同ブランドのライセンサーであるモルガン社の倒産を機に当社は契約の解除を通告いたしました。同社は、これを契約違反として平成 21 年 6 月 25 日に残存ロイヤルティー等 490 百万円ならびに遅延損害金、訴訟費用の支払いを求め、損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起いたしました。当社は、ライセンサーの倒産によりブランド価値が低下したことから、契約は履行不能の状態に陥っており、契約の解除は正当であるとの主張を行い、法廷において争ってまいりました。

しかしながら、今般、東京地方裁判所より和解の勧告があったことから、本訴訟の長期化によるさらなる費用の発生等の経済的損失見込みなどを総合的に勘案した結果、和解勧告を受け入れ早期解決を図ることが最善の策であると判断し、平成 23 年 4 月 26 日、訴訟上の和解をいたしました。

#### 2. 和解の相手方

- |               |                           |
|---------------|---------------------------|
| (1) 名称        | :伊藤忠商事株式会社                |
| (2) 所在地       | :大阪府大阪市中央区久太郎町四丁目 1 番 3 号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | :代表取締役社長 岡藤 正広            |

#### 3. 和解の内容

当社は、伊藤忠商事株式会社に対し、和解金として 295 百万円を支払う。

#### 4. 今後の見通し

本和解に伴い平成 23 年 3 月期において事業撤退損失 254 百万円を特別損失として計上する予定であります。なお、本件による平成 23 年 3 月期の連結業績予想への影響につきましては、現在精査中であり、修正を要する場合には、別途お知らせいたします。

以 上